

## 安全計画のマニュアル

株式会社ビッグツリー  
Woody 放課後等デイサービス

事故防止、安全衛生に関すること

令和6年3月11日作成

## 目次

1. 事故を未然に防ぐ為に点検すべき項目
2. 送迎中に想定される事故
3. 事業所内で想定される事故
4. 外出中に想定される事故
5. 感染症予防及び対応
6. 防災（火災・地震）に関すること
7. 気象（台風・気象警報）に関すること
8. 食事やおやつ時の注意
9. 防犯に関すること

## 1. 事故を未然に防ぐ為に点検すべき項目

### 1-1 送迎車両に関する点検

※運行前点検は安全に車両送迎を行う為の基本であるため、最低でも週1回は実施すること。

#### ①エンジンルーム（エンジン始動前）

- ・ウォッシャー液残量
- ・ブレーキ液残量
- ・バッテリー液残量
- ・ラジエーター液残量
- ・エンジンオイル残量、汚れ（約5,000kmで交換）

#### ②車内（エンジン始動前）

- ・清掃状況（常に清潔にされているか）
- ・ドアの開閉状態
- ・シートベルトの点検

#### ③車両まわり（エンジン始動前）

- ・タイヤ（空気圧、亀裂・損傷・釘等が刺さっていないか、溝の深さ、摩耗状態）
- ・ボディー（破損部、傷）

#### ④車内操作・車外点検（エンジン始動前及び始動後）

- ・エンジンのかかり具合
- ・燃料の残量
- ・サイドブレーキの確認
- ・ヘッド、スモールライト点灯確認（二人一組）
- ・ブレーキランプ点灯確認（二人一組）
- ・方向指示器、ハザードランプ点滅確認（二人一組）
- ・ワイパー作動確認（ウォッシャー噴射確認含む）

#### ⑤発車直後

- ・アクセルペダル（スムーズに発進・加速しているか、異音がないか）

### 1-2 乗務員（運転手・添乗員）の健康状態の確認

※児童を安全に送迎する乗務員（運転手・乗務員）の健康状態にも気を付けること。

#### ①確認項目

- ・熱はないか（風邪気味等）
- ・疲労感はないか
- ・前日遅くまで飲酒をしていないか
- ・気分は悪くないか
- ・腹痛や下痢などしていないか

- ・眠気を感じないか
  - ・ケガ等で痛みを感じ我慢していないか
  - ・乗務に悪影響を及ぼす薬を服用していないか
  - ・乗務に悪影響を及ぼすような悩み事はないか
  - ・その他健康状態に関して何か気になる事はないか
- ※支援員に対しても、同様の健康状態の確認は必要

### 1－3 事業所内及び設備に関する点検

※施設内は児童が安心・安全に過ごしてもらおう場所であるため、予想外の事故や怪我を未然に防ぐためにも、日々設備・備品等の破損や不具合等を確認し、不備があれば速やかに対応すること。

#### ①入口周辺の点検

※複数人が入口に殺到した場合、事故が起きやすい

- ・出入口に不具合はないか（ゴミの散乱や扉の開閉状態等）
- ・出入りに支障となる障害物は置いていないか
- ・鍵の施錠状態に不具合はないか（児童が安易に開錠できるようになっていないか）

#### ②活動場所の点検

※活動場所では特に思わぬ事故が起こるため念入りに点検が必要

- ・壁や柱に不具合はないか（特に角ばった柱の養生や壁の穴の補修）
- ・窓の鍵やガラスのひび割れ等の不具合はないか
- ・各部屋のドアの開閉、鍵、ノブに不具合はないか
- ・コンセントの差し込み口に保護はされているか（異物は混入していないか）
- ・机や椅子に不具合はないか（がたつき・ねじの緩み等）
- ・玩具や文具具類に不具合はないか（破損・故障等）
- ・照明器具に不具合はないか（蛍光灯の飛散防止カバー・照明器具のがたつき）
- ・床に鋭利な物が落ちていないか  
（ハサミ・画鋸・ホッチキスの芯・鉛筆の芯・破損した玩具の欠片）
- ・壁の掲示物や飾りが落ちてこないか
- ・児童の手の届く場所に鋭利となる物が放置されていないか（ハサミ・刃物等）
- ・木材の棚や壁、柱等にささくれ等はないか
- ・消防設備（消火器等）が安易に触れないように注意しているか

#### ③キッチンや調理場等の点検

※ガラスやせともの食器類、刃物、火器、洗剤等の管理には十分注意が必要

- ・包丁等鋭利な刃物が安易に触れないようにしているか
- ・食器棚の食器が安易に取り出せるようになっていないか
- ・ガスコンロは安易に着火出来ないようにしているか

- ・冷蔵庫の扉が安易に開閉出来ないようにしているか
- ・給湯型の水道栓の温度は適切になっているか
- ・食材を安易に放置していないか
- ・洗剤類が安易に触れない場所に保管されているか（誤飲防止）

#### ④手洗い場所やトイレの点検

※水回りも事故の危険性が潜んでいるため注意が必要

- ・排水状況は良いか（流れは良いか、汚物等を流してはいないか）
- ・便器等は綺麗に清掃され、破損部分・不具合はないか
- ・便座などの電源、電気設備に不具合はないか
- ・周辺に危険となる物を放置していないか
- ・芳香剤や清掃用洗剤・生理用品等、児童の手の届くところに置いていないか
- ・手洗い後のタオルは使いまわしになっていないか（ペーパータオルの設置）
- ・扉は内側から施錠しても外から開錠出来るようになっているか

#### ⑤その他の場所

- ・トランポリン等の遊具の破損はないか
- ・おもちゃ類、バランスボール等の物品確認。破損はないか
- ・その他

※掲示物を止める画鋲やホッチキス等を使用する場合はセロテープ等で上から貼り付け、安易に取れないように工夫する。

### 1－4 衛生面に関する点検

※「感染症」や「食中毒」には特に気を付け、最低限の準備・基本となる手洗いの徹底は怠らないようにする。

#### ①常備しておきたい物

- ・消毒液
- ・手指の消毒液（外から入って来る時）
- ・食器等の消毒液（調理関係や食事前：食品に使っても大丈夫な物）

#### ②塩素系漂白剤消毒液及び嘔吐物処理キット

- ・感染性胃腸炎の嘔吐物処理に使用

#### ③マスク（花粉・感染症対応）

- ・花粉症・インフルエンザに対応する物を用意

#### ④ペーパータオル

- ・トイレや手洗い用のタオルは使いまわしの布タオルでは感染率が高いため

#### ⑤その他軽度なケガの応急処置の医療具

- ・すり傷・切り傷等軽度なケガの対応に最低限度は用意すること

#### ⑥水遊びによる皮膚感染

・水遊び（ビニールプール）等実施する時は、皮膚感染の注意も必要

#### ⑦薬の管理

・児童が服用する薬を管理する場合は、個別に分け間違わないように注意

- ・来所持、又は送迎時、保護者と対応した職員が児童の鞆から薬を取り出し、「内服薬」のクリアボックス内の児童名のところに保管する。
- ・職員全員へ「内服薬」をクリアボックス内の当該児童のところへ保管したことを周知する。
- ・服薬時に職員複数名で、薬および児童の名前を確認する。
- ・服薬後の薬袋はクリアボックスへ戻し、終業時に児童の鞆へ戻し、送迎時に保護者へ服薬の説明をする。

ヒヤリハット、苦情・相談記録の整備（日報は各施設で必ず記載すること）

- ①サービス提供時間中及び支援時間外を通じ、職員が「ヒヤッとした」、「ハッとした」こと等を、「ヒヤリハット記録」に書き残し、職員へ周知し注意を促すこと。
  - ・翌日の朝礼にて周知。出勤していない職員へは申し送り等で周知。
  - ・月ごとにリスクマネジメント委員会にてヒヤリハットの報告・再評価を行う。
  - ・委員会後、全体会議等で職員へ報告。
- ②児童本人・保護者からの苦情や相談等があり、特に職員に周知しておかなければならない場合は、その内容や大小に関わらず、「苦情記録表」に書き残し、職員に周知すること。
  - ・苦情が発生した場合は関係する管理者へ報告する。
  - ・ヒヤリハット同様に、翌日の朝礼・申し送りで周知。
  - ・リスクマネジメント委員会にて報告、対応の協議などを行う。

## 2. 送迎中に想定される事故

※安全な送迎を行うために運転手のマナー向上、車内事故防止のために添乗員の乗車を心掛ける

### 1. 運行前の注意事項

※車両トラブル及び運転手の体調不良が起こらないよう、常に以下の点検・確認を行う

- ・車両運行前点検（運行前点検の実施）
- ・運転手の健康状態（健康状態確認実施）

### 2. 学校入校時及び学校近隣待機中の注意事項

※学校及び学校近隣へ迷惑がかからないよう配慮し、以下の点を厳守する。

・校内乗り入れは学校側の配慮があるという事を自覚し、各学校のルール・指示には必ず従う

・指定事業を行っている事を自覚し、送迎中は事業所マークを掲げる事

・学校周辺の走行及び校内乗り入れの際は、最徐行を厳守すること

・学校周辺で駐車（待機）する際は、近隣住民の迷惑にならないよう配慮して駐車する  
（学校側へ待機場所の指示を仰ぎ、正門前に駐停車しない）

・駐車の際は基本エンジンを停止、学校及び近隣の迷惑にならぬよう環境、騒音に配慮する（他児が乗車しており、エアコンを必要とする場合を除く）

・バックでの走行は周辺確認を行い、人身事故、接触、衝突事故を起こさないよう注意する（必要に応じ添乗員が車両の誘導を行う）

・駐車の際は車間に注意し（学校入校時）原則ドアミラーを折りたたむ

・児童は思わぬ動きをする事を自覚し、出発の際は他児の動きに注意する  
（人身事故防止）

・他事業所の他児乗車の妨げにならぬよう、出発の際は他事業所の職員に出発の合図を行う（接触事故防止）

・車両間からの飛び出し、車両を追いかける児童に注意し、周辺確認・歩行者優先を厳守  
（接触事故・人身事故防止）

### 3. 児童乗降時の注意事項

※トラブルが起りやすい場所なので、十分注意すること

・児童の担任からその日の様子を確認する（体調、心理的不安要素等）

・児童間での座席の取り合い（喧嘩防止）

・児童を乗車させる際は一人ずつ乗車させ、全てのドアを開けたままにしないこと  
（転落防止、ドアを開けるのは極力1カ所だけにする）

・児童が乗車した際、シートベルトを装着すること  
（転倒・転落防止）

・箱型車両乗降時の段差踏み外し（踏み外しによるケガ防止）特に雨天時は注意

・移乗が必要な児童のドア枠での頭部打撲、着席時の手の位置及び腰掛の深さの確認

・児童のパニック

（突然の走り出し、車両からの飛び出し及び乗車拒否に伴う事故防止）

・児童によるドアの開閉はしない、させない

（指づめ、巻き込み、先に乗車している児童の転落防止）

・車内を児童だけで放置しない

（児童による運転操作、飛び出し及びトラブル発生の危険性認識）

・学校周辺及び自宅周辺の交通量及び道幅に伴う事故防止（他の車両による事故の危険性）

- ・可能な限り、助手席には乗車させない（運転操作妨害の危険性）

#### 4. 走行中の注意事項

※運転手の心構え（児童の命を預かって運転している事への責任自覚）

- ・法定速度及び交通法規の厳守（事故を起こせば被害者は児童）
- ・急発進、急ブレーキ、急ハンドル禁止（転倒、転落事故に繋がる）
- ・運転手の携帯電話操作及び通話の禁止（交通違反）
- ・運転の妨げを起こす児童への対応  
（助手席からシフトレバー等を触る、後部座席から悪戯をする児童への対処策の検討）
- ・児童による走行中のドアや窓の開閉操作をしないよう、ロック操作を行う  
（ドアロック、チャイルドロック、ウインドウロック等）

※添乗員の心構え（児童の発病及び悪戯・喧嘩等への対応責任自覚）

- ・添乗員はトラブル発生時に即対応できるよう、常に乗車児童を見守れる位置に座ること
- ・児童間の喧嘩・他害及び発病（発作）・パニック発生時の対応
- ・窓を開閉しての乗り出し及び物を投げることへの対応
- ・ドアを開閉する（装備車両は必ずチャイルドロック確認）
- ・シートベルトを外し立ち上がる及び移動する（特に大型車両）
- ・座席から転落、転倒、ずれ落ち

#### 5. 移動中の注意事項

※移動中に起こる発病及びパニック等の対応を検討しておく

- ・走行中に発病（発作）及びパニック等が発生した場合は、速やかに安全な場所に停車し児童の状態を確認（記録）

（救急搬送が必要な場合は状況報告を事業所に行い、事業所は即座に必要な応じた対応を行う）

- ・万が一車両事故が発生した場合、児童の状態及び相手方の状態を確認し、必要な場合は速やかに救命措置及び救急通報を行うこと（救急通報、警察通報、事業所通報）  
（事業所は即座に必要な応じた対応を行い、家庭及び関係機関への報告を行う）
- ・児童が事故に伴う不安感を増すような言動は慎み、冷静に出切る策を講じること
- ・事故に伴う対応、対処が完了しだい、行政への報告を行うこと  
（速やかに事故報告書を提出すること）

事故報告書の流れ

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・管理者（児童発達管理責任者）への報告</li><li>・事故時は緊急でリスクマネジメント委員会を開き、対応などを協議する。</li><li>・事故報告書へ記入</li></ul> |
|--|

### 3. 事業所内で想定される事故

※児童の行動は予測できない。障がい特性を理解し常に児童の動きに注視する

#### 1. 送迎者を降車する際（事業所到着時）

- ・ドアを開ける際の指づめ・巻き込み
- ・転倒・転落（ドアを開けた時の転落、降車時の段差の踏み外しによる転倒）
- ・飛び出し（逃走）
- ・降車拒否（フラッシュバック・パニック等による）

#### 2. 事業所に入る際

- ・つまずきによる転倒（段差のつまずき・玄関マットで滑る等）
- ・複数人が一斉に入ろうとして、押し合いになり転倒
- ・玄関扉での指づめ・扉に挟まる

#### 3. 活動時間（自由遊び・創作活動等）

※来所持の児童の状態をよく観察しておく

- ・走っていて、他児・柱等と接触・衝突、椅子・遊具等でつまずき転倒
  - ・玩具の散乱による、踏みつけ・破損によるケガ
  - ・物を（玩具、ボール等）他児に向け投げる
  - ・物を投げたため、ガラス、照明器具・掲示物等の落下・破損・散乱
  - ・遊具・棚等からの飛び降り・転落
  - ・棚などによじ登り棚が倒れる（転落防止をする）
  - ・窓から外へ物を投げる
  - ・施錠不備による玄関からの飛び出し（必ず職員が施錠・開錠の声掛け、確認）
  - ・衣服のサイズが合っていない事での転倒（裾の長いズボン等）
  - ・（2階以上の建物での活動）階段・窓からの転落
  - ・個室扉による指づめ
  - ・児童が個室扉を内側から施錠し閉じ込められる（必ず外から開錠できる鍵にする）
  - ・はさみ・カッターナイフ等刃物の使用中によるケガ
  - ・のりを舐める・誤飲（リップのり等）
  - ・小さな玩具や文房具等の誤飲
  - ・コンセント差込口への異物挿入（感電の危険性）
  - ・後方から不意に児童に飛びつかれた反動で、職員が共に転倒
  - ・発作時の転倒等によるケガ
- #### 4. 学習・個別課題時間
- ・椅子の転倒によるケガ
  - ・文房具を投げる（他児や壁に向けて）
  - ・鉛筆で他児・自分を刺す（他害・自傷）

・「学校で嫌なことがあった」、「宿題の量」等の理由でパニックになり他害・自傷・奇声

#### 5. おやつ・調理・食事提供

- ・おやつ配分等（他児のお菓子を取る）による喧嘩・他害
- ・アレルギーによる症状（個別植物アレルギー調査実施・お菓子の材料に注意）
- ・てんかん発作時に伴う誤嚥
- ・大きさ・硬さ等による誤嚥
- ・お菓子の包装紙等の誤飲
- ・食器類の破損によるケガ
- ・包丁や刃物を使用する際のケガ
- ・調理器具による火傷（コンロ、ホットプレート、やかん）
- ・加熱後の食材による火傷（口腔内火傷）
- ・異物の飲み込み

#### 6. その他

- ・異性他児への性的な接触・性的興奮による行為  
（過度のボディータッチ・陰部露出・自慰行為）
- ・パニック、精神的な苛立ち等による自傷・他害・奇声
- ・てんかん発作時による転倒等  
（床へ頭部を強打・座位時に机等に顔面打撲）
- ・下肢麻痺児の立位訓練時の転倒・打撲
- ・独歩児童の不注意で横になっている児童の手や足を踏みつけ負傷
- ・火災、震災に伴うケガ

### 4. 外出中に想定される事故

※外出時は想定外の事故が発生しやすい事を踏まえて、綿密な打ち合わせを行うこと。

・車をつかった外出などの際は計画書を作成し、あらかじめ管理者の許可を得ておく。

#### 1. 人数の配置

- ・近所の公園や交通手段を使い遠方へ行く際に限らず、職員数は通常より多めに配置  
（思わぬハプニングや事故等の対応を速やかに行うためにも、職員配置数は多めに）
- ・緊急時対応できるように施設携帯を持って出る。

#### 2. 現地確認・準備物（遠方へ行く際は特に念入りに行う）

- ・身障用トイレはあるか、食事の場所は確保できるか
- ・移動（交通）手段は何を使うか、現地の状況はどのようなになっているかの下見  
（行方不明になった時に危険な場所はないか 道路・川・池）
- ・班別に行動する場合の集合場所の確認（緊急時等含む）

- ・現地の状況により必要な備品の用意
- ・事故によるケガ等に対応できる病院が近くにあるか
- ・必要に応じプログラム表（現地地図）等を配布し、職員は事前に打ち合わせを行う

### 3. 移動中（移動手段により検討）

※特に体調急変・パニックやフラッシュバックに伴う事故に注意

#### 3-1 徒歩での移動

- ・走行車両や他の歩行者・自転車等との接触がないよう職員の配置を行う  
（職員が車道側を歩く・列の先頭・中程・後尾に配置）
- ・信号（交差点）・踏切での事故
- ・第3者への他害や車両等の破損
- ・突然の走り出し（可能性のある児童には、予め職員を配置）
- ・段差等でのつまずき、転倒

#### 3-2 送迎車両での移動

- ・運転手の不注意による事故（走行ルートの打ち合わせは綿密に）

「2. 送迎中に想定される事故」の部分参照

#### 3-3 交通機関（電車・バス）での移動

- ・駆け込み乗車による事故（時間に余裕をもって）
- ・ドアの巻き込み・挟まれ
- ・乗車、降車拒否（暴れる・他害・気勢・唾吐き・第三者への迷惑行為等）
- ・駅構内での事故（階段・ホーム等、突然の走り出しによる転倒・転落）
- ・車両が揺れた時の転倒
- ・乗車中の失禁・乗り物酔いによる嘔吐

### 4. 現地で起こりうる事故

- ・行方不明（行方不明になった時の対策・手順を検討しておく）
- ・発病、発作時の対応方法（安静を保てる場所の確保）
- ・店舗等での物品破損、破壊
- ・外出先で調理等を実施する場合に想定される事故（特に火傷・切り傷・食中毒）
- ・遊具からの転落（公園やテーマパーク等）

※外出中は必ず思わぬハプニングが起こる。慌てず冷静に対応できるように、事前に参加職員がミーティングを行い、周知しておくこと。

## 5. 感染症予防及び対応

※普段からの準備が肝心であるため、職員から予防対策を始めること。

※感染症とは、細菌やウイルスが人の体内に入り増殖すると炎症を起こし、発熱、感染部位が痛む・腫れる・化膿する等（胃腸炎は下痢・嘔吐）の症状が現れた事を感染症という。

### 1. 感染経路

※感染症の種類によっては複数の感染経路を持つが、主となる感染症を列記する。

#### ①飛沫感染

※感染者の咳やくしゃみ等で口から飛ぶ病原体が含まれた小さな水滴（飛沫）を近くに居る人が浴びて吸い込む事で感染（飛沫が飛び散る範囲は1～2m）

・インフルエンザ菌（ウイルス）・肺炎マイコプラズマ・アデノウイルス・带状疱疹ウイルス

#### ②空気感染（飛沫核感染）

※感染者の咳やくしゃみ等で口から飛ぶ飛沫が乾燥し、その芯となる病原体（飛沫核）が感染性を保ったまま、近くに居る人及び空気の流れにのって遠くに居る人も吸い込む事で感染または室内等の密閉された空間で起こる感染経路であり、空調が共通の部屋等も含め、その範囲は空間内全域となる。

・結核菌・带状疱疹ウイルス・ノロウイルス・ロタウイルス

#### ③接触感染

※直接接触（握手、抱っこ、キス等）と間接接触（ドアノブ、手すり、遊具等）によって体に付着した感染源（病原体）を手で口や鼻、目を触る、玩具を舐める等で体内に侵入し感染

・インフルエンザ菌・腸管出血性大腸菌・黄色ブドウ球菌・ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス・带状疱疹ウイルス

#### ④経口感染

病原体を含んだ食事や水分を接種する事で消化管に達して感染

・腸管出血性大腸菌・サルモネラ菌・黄色ブドウ球菌・カンピロバクタ・赤痢菌・コレラ菌・ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス

#### ⑤血液媒介感染

※感染した人の血液や体液が、第三者の皮膚炎や外傷等の傷口から病原体が侵入し感染

※血液には病原体が潜んでいる可能性がある事を踏まえ、便や尿と同じく素手で扱わないようにすること。

・血清肝炎（B型肝炎ウイルス・C型肝炎ウイルス）・後天性免疫不全症（エイズ）

※職員が感染している場合も同様に十分配慮すること。

## 2. 感染症の症状と予防法 ※主であった症状を記載

### ○インフルエンザ

～症状～

・感染後1～4日間（平均2日）の潜伏期間を経て突然の高熱が出現し、3～4日間続く。全身症状（倦怠感、関節痛、筋肉痛、頭痛）を伴い呼吸器症状（咽頭痛、鼻水、咳）があり、およそ1週間の経過で軽快する。また合併症（肺炎、中耳炎、熱性けいれん、脳症）を併発する可能性もあるので注意すること。

・また実際は感染しているのに、全く症状のない不顕性感染症例や本人も周囲も単なる風

邪としか認識していない軽症例も存在するため、特に職員も注意が必要。

～予防法～基本の予防はワクチン接種である

- ・ワクチン接種しても感染を防ぐことは出来ないが、感染後の発症率と発症後の重症化率を下げる事の期待は出来る。

- ・発症している児童の利用を控えてもらうのはもちろんの事、発症の可能性のある児童は、速やかに隔離する事はもちろん、全員が飛沫感染対策（全員がマスクを着け、咳エチケットを実行）及び接触感染対策（期間中はうがい、手洗い励行・感染者の体液が付着した物を中心に消毒）を行うようにする。

- ・インフルエンザウイルスは体外に排出されると数時間で死滅する。またアルコール消毒も効果が高い。

○ノロウイルス

～症状～

- ・非常に感染力が強く 100 個以下の少量ウイルスでも人に感染し発病する。患者の嘔吐物や糞便には 1 g あたり 100 万～10 億個ものウイルスが含まれていると言われ、感染者の嘔吐物や糞便を適切に処理せず残存させる事により、乾燥し空気の流れて舞い上がりそのウイルスを吸い込む事で感染し、安易に集団感染を引き起こす。

- ・潜伏期間は 12～48 時間で、嘔吐、下痢、腹痛、発熱等の症状が出る。通常 3 日以内に回復するが、嘔吐、下痢が頻繁にある場合は、脱水症状を起こす可能性があるため、排尿があるかどうかの確認が必要。（3 日以降 10 日間程度ウイルスを排出している場合もある）

～予防法～

- ・効果のあるワクチンがない為、感染者の隔離と嘔吐物や糞便の適切な処理、ウイルスを不活性化させる事が重要である。（流行期の嘔吐、下痢は感染症を疑う必要がある）

- ・逆性石鹼やアルコール消毒の効果は期待できず、85℃で 1 分以上の加熱又は次亜塩素酸ナトリウム消毒が最も効果的である。濃度は有機物の少ない場合 0.02%、嘔吐物や糞便に対しては 0.1%以上の濃度で消毒する。

- ・嘔吐や下痢症状が出た場合は、速やかに周りにいる児童や職員は別室に移動し、窓を開け換気を行い、嘔吐物や便の処理をする。また処理をする職員が感染しないよう、マスク、エプロン、手袋、キャップを装着し処理を行う。処理をする道具一式は常に用意しておくこと。

○腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）

～症状～

- ・飲食物を介した経口感染と感染者から人・人感染する直接感染、他に保菌している動物に触れる事による感染もある。

- ・激しい腹痛と共に頻回の水様便や血便の症状が現れ発熱は軽度である。血便は初期では少量で、次第に血液の量が増してくる。また乳幼児は重症化しやすいので特に注意すること。

～予防法～

#### ①経口感染予防

- ・調理を行う前に、下痢症状や手の傷等がないか確認する。(職員、児童)
- ・食材を衛生的かつ適切な温度で保管し、十分な加熱調理をすること。
- ・加工済みの食材を提供する場合は、衛生的に調理、管理されているか確認する。

#### ②接触感染予防

- ・手洗いの励行（普段からしっかりと手洗い習慣をつける）
- ・プール遊び等は簡易プールも含め、塩素消毒基準を厳守

#### ○新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

～症状～

・初期症状はインフルエンザや風邪の症状に似ているが、いつもの健康状態とは違う多様な症状があることを理解して、利用者の体調の変化に早めに気付くことが大切である。

主な症状：発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、嗅覚や味覚の異常など

※特に発熱と呼吸器症状に注意

～予防法～

・新型コロナウイルス感染症は「飛沫感染」と「接触感染」が感染経路であるといわれている。

- ・基本的な対応：マスクの着用を含む咳エチケットの徹底  
手洗いや手指消毒、共有部分の消毒  
3つの密の回避  
(密閉空間、密集空間、密接場面)

- ・毎日の検温にて職員、児童の健康管理を行う。
- ・清掃の徹底（終業時に清掃・消毒）
- ・共有物の消毒の徹底（手で触るところ、おもちゃ等の消毒）
- ・手指衛生の励行（介助・調理の前には手洗い、他の児童へ関わる際にも手洗い・消毒など）

### 3. 予防の基本（手洗いうがいの徹底）

#### ①手洗い

・来所時、外出後、排泄後、調理・配膳時・食事前等は念入りに洗う習慣を付ける。

I. 石鹸を十分に泡立て洗い、流水で30秒～1分流す。(手洗いの手順参照)

II. 水道の蛇口は水を止める前に水で流す。(蛇口に菌が付着している)

III. 手拭きは共用タオルの使用はせず、使い捨てのペーパータオルを使用する。

※やむを得ず水道での手洗いが出来ない場合は、速乾性擦式手指消毒剤を使用する。

(但しノロウイルスには効果が薄いため気を付けること)

#### ②うがい

・来所時、外出後は必ず実施する習慣を付ける。

I. コップに3分の1程度の水を注ぐ。

II. 1口目は口をすすぐように「食べかす等を洗い流す様に」（くちゅくちゅ）

III. 2口目、3口目は喉の奥まで水が届くように15秒程度（ガラガラ）発音は「お」

※必ずしもイソジン等の「うがい液」を使う必要はない。

#### ③室温・湿度

・室温 夏場 26～28℃ 冬場 20～23℃

・湿度 約 55～60%

・定期的に換気を行う。

・エアコン・空気清浄機・加湿器等の清掃はこまめに行う。

#### ④咳エチケット

※飛沫感染で感染を広げないために守ること。

・咳やくしゃみを人に向けて発しない。

・咳が出る時はできるだけマスクをする。

・マスクがない時に咳やくしゃみが出そうな時は、ハンカチ・ティッシュ・タオル等で口を覆う。

・素手で咳やくしゃみを受け止めた時は、直ぐに手を洗う。

#### ⑤衛生管理

##### 活動場所

・季節に合わせた適切な温度、湿度、換気

・エアコン、加湿器（湿度55%以上）、除湿機、空気清浄機の清掃

・床、棚、窓、テラス等の清掃

・蛇口、水切り、排水口等の清掃

・遊具などの湯洗い、干す、消毒

・ドアノブ、電気スイッチ等の消毒

・食材の衛生的かつ適切な温度で管理

・給湯室の衛生管理

・衛生的な配膳、下膳

・手洗いの励行

・テーブル等の消毒（食前、食後）及び食後の床の清掃

・食器類の共用はしない

・トイレ

・毎日の清掃と消毒

（便器、ドア、ドアノブ、蛇口や水回り、床、窓、棚、トイレ用サンダル等）

・ドアノブ、電気スイッチ等は水拭き後アルコール消毒

・手洗い後のタオルは、個別のペーパータオルを使用

- ・汚物容器の清掃、消毒
- ・糞便処理手順の徹底

#### 夏場の水浴び・水質の管理

- ・水浴び前のシャワー（可能であれば陰部の洗い）
- ・簡易プール等、水中内での排泄処理と消毒
- ・水遊び後のシャワー、うがいの徹底
- ・直射日光による熱中症対策
- ・職員の衛生管理
- ・清潔な服装と頭髪
- ・爪は短く切る
- ・日々の体調管理（風邪に似た症状や嘔吐・下痢はないか）
- ・体調不良者は速やかに医療機関の受診及びエチケット対策
- ・手洗いの励行
- ・児童の体調管理（体温調節が上手く出来ない児童への体温管理、衣服の着脱指導含む）

※特に肢体不自由児童の手足は比較的血流が悪いので注意すること。

#### 4. 出席停止期間の基準

##### ①インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く）

発症（発熱等症状が現れた日は含まず）した後5日間、かつ解熱した後2日間経過するまでの期間は出席停止

##### ②ノロウイルス

症状回復後も感染力を有している事や、回復に時間を要する感染症であることを踏まえ、嘔吐や下痢の症状が治まり、普段の食事が出来るまでの利用は極力控えてもらう。また流行期間中の前日に嘔吐や下痢症状があった場合の利用も可能な限り控えてもらうこと。

##### ③腸管出血性大腸菌

便培養検査で陰性が出るまで若しくは医師において感染の恐れがないと診断されるまでの利用は控えてもらうこと。

※いずれの場合も感染拡大を防ぐ為に、医師において感染の恐れがないと診断を受けるまでは、出来る限り利用を控えてもらうこと。

#### 5. 日々注意すること

##### ①サービス提供時間前の準備（事業所）

- ・職員朝礼時に体調の確認をする（風邪・下痢・嘔吐・二日酔い等）
- ・施設内・外の衛生管理（児童・保護者）
- ・連絡ノート等を活用し、当日の児童の体調を事業所に伝えてもらう。（睡眠状態、食事、排泄等）

## ②児童来所時の対応

- ・来所後の手洗い・うがいの励行
- ・児童の体調確認

## ③発病時の対応

- ・以下の場合には保護者へ連絡し事業所より送迎若しくは保護者迎えの手配を行う。  
(体温が 37.5℃以上になった場合及び下痢・嘔吐症状が出た場合)

※手配が完了するまでは、他の児童とは別の部屋で安静に過ごしてもらうこと。

- ・発作等が続く際には保護者と連絡をとり、対応を協議する。

## ④児童退所後の対応

- ・施設内・外、及び送迎車両内の衛生管理

## 6. 防災（地震・火災）に関すること

※過去に起こった施設火災や大震災の教訓を生かし普段から防災意識を高める。

### 1. 火災に備える

※思いもよらない事で火災は発生するため、以下の点に注意すること。

#### ①火器設備（ガスコンロ、カセットコンロ、ガストーブ）

- ・燃焼中の器具の付近に可燃性のある物はないか
- ・調理中の油の引火、空焚き
- ・消火、元栓の確認

#### ②電気設備（電灯、コンセント（タップ含む）、アイロン、漏電）

- ・可燃性のある物を付近に放置していないか
- ・コンセントは根元までさしてあるか（抜けかけたコンセントに埃が溜まり引火）
- ・電気使用量を超えたたこ足配線をしていないか
- ・コードは熱を帯びていないか
- ・電気コードの破損カ所はないか（破損部からスパークして引火）
- ・電気コードを棚などで踏んでいないか

#### ③その他

- ・敷地内禁煙とする

### 2. 震災に備える

※震災はいつ起こるかわからないため、常に備えておくこと。

#### ①注意すべき点

- ・棚やTV、冷蔵庫等大型の倒れやすい物は固定しているか
- ・食器棚等は揺れにより扉が開き食器が飛び出さないように工夫しているか
- ・照明器具や掲示物等が落ちてこないように工夫しているか
- ・蛍光灯が落下した時の為に飛散防止カバーをしているか（LEDを除く）

- ・棚の上に重たい物を載せていないか
- ・避難通路に不要な荷物等が置かれていないか
- ・避難持ち出し袋は用意しているか（中身を吟味してあまり重くならないように）

### 3. 避難訓練

※定期的に避難訓練を実施し、慌てず避難できるように備える。

- ①火災、地震発生時の避難誘導マニュアルの作成、周知、検証
- ②緊急連絡網の作成（避難持ち出し袋に常備しておく）
- ③消防通報手順の作成（固定電話設置場所付近等に掲示しておく）
- ④半年に1回自主避難訓練の実施（記録の作成）
- ⑤第一次避難場所及び広域避難場所までの定期的な誘導訓練（記録の作成）
- ⑥消防署訓練水消火器で消火の練習を行う

※車両での移動は2次災害の恐れがあるため、極力徒歩ルートを検討する。

※車両をやむを得ず使用する際は、リスクが大きいことを踏まえて走行すること。

### 4. 消防設備点検

- ・半年に1回の設備点検（消火器、誘導灯など）

### 5. 火災が発生した時の対応（基本対応）

- ①火災発生（発見者は全員に大声で知らせる）
- ②管理者は職員の避難の指示を行う
- ③初期消火に着手する

※119番通報（所在、目標、火災の内容等）

消防署へ伝える項目

Woody 放課後等デイサービス

住所：別府市石垣西6丁目6-16 佐藤石松商店ビル石垣1階

電話：0977-27-3177

目標：大分県厚生連鶴見病院の近く、吉弘神社の近く、ヨシムラ薬局鶴見病院前店の隣

- ④避難誘導は児童を安全に第一次避難場所に避難させる。  
（煙を吸わないように、低い姿勢及び口鼻をハンカチなどで塞ぐ）  
（個室・トイレ等に残されている児童は居ないか確認する）

- ⑤管理者へ状況報告を行う（職員、児童数の点呼）

※代表に連絡し、指示を受ける。

- ⑥各家庭や関係機関への連絡

### 6. 地震が発生した時の対応（基本対応）

- ①地震速報アラーム若しくは揺れを感じたら、全員に大声で知らせる。
- ②児童を窓や棚等から離れさせ、安全な姿勢を取らせる。(身をかがめ頭を隠す、机があれば潜らせる)
- ③ドア付近の職員はドアを解放する。(揺れで扉が開かなくなる可能性が大きい)
- ④揺れが収まるまでは動かない(大声で互いの無事の確認を行う)
- ⑤揺れが収まり次第、児童の状態を把握(ケガ等がないか)
- ※屋外の確認を行い建物内から脱出する。(靴を履かせる事を忘れない)
- ⑥火元確認、電気のブレーカーをOFFにする。
- ⑦火災があれば速やかに消火を行う。
- ⑧建物から離れ安全な場所で待機する。(揺れ戻しによる建物倒壊や落下物の危険性)
- ⑨管理者へ状況報告を行い、指示を受ける。
- ⑩保護者と連絡を取り、送迎方法を協議する。
- ⑪必要に応じ、広域避難場所へ誘導避難する。(児童の状態を常に把握しながら行う)

#### 7. 水災害が発生した時の対応

※Woody 放課後等デイサービスは、洪水・土砂・津波ハザードマップでの浸水区域には入っていないため、基本的には留まって対応する。

また、Woodybase 放課後等デイサービスの水災害時には、Woody 放課後等デイサービスへ避難してくることも想定されるため、その対応も行う。(利用者の誘導支援など)

①情報収集を行い「避難勧告」又は「避難指示」が出た場合には、個々の利用児童のご家族等の状況を確認した上で、早めに送迎を行うか、ご家族引取(引受まで待機・保護)とする。

#### 7. 気象に関すること

以下の対応を行う。(契約時に保護者に以下の周知を行っている)

●Woody 放課後等デイサービスがお休みになる場合

大分県全域、別府市に「特別警報」発令時(暴風特別警戒・大雨特別警戒・暴風雪特別警報・大雪特別警報)

●「大雨警報」、「洪水警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」発令時はお休みの条件とはならない。(ただし、安全を確保できないと判断した場合はお休みとなる場合もある)

※施設周辺の状況を確認し、受け入れ可能と判断した場合は営業する。送迎は現地状況の安全確認ができた場所のみ提供する。安全確認ができない場合は保護者の往復送り迎えをお願いできる場合に限り、受け入れをする。

※サービス提供時間中に上記の特別警報が発令された場合、保護者の方に早めのお迎えをお願いする。もしくは、保護者へ連絡後にサービスを早めに終了し送迎を行う。

※積雪の場合は警報が出ていなくても送迎サービスは現地状況の安全確認ができた場所のみ提供する。安全確認ができない場所は保護者の往復送り迎えをお願いできる場合に限り、受け入れる。

●学校が授業途中で休校となった場合

学校が下校は保護者への引き渡しと判断した場合、当施設はお休みとする。学校が児童たち（集団下校）で下校させる場合、保護者からの連絡に従う。

※連絡がない場合や連絡が取れない場合はお休みとする。

●学校が通常授業を行った場合通常の営業となるが、その後の天候の変化を考慮し、警報の発令や荒天による危険を回避する為に、保護者に連絡をとり早めの送迎とする場合がある。

●学校休業日の場合

警報の発令状況や天候の状態により「株式会社ビッグツリー」にて判断する。Woody放課後等デイサービスがお休みとなる場合は必ず朝の送迎までに自宅もしくは緊急連絡先に電話もしくはLINEにて連絡をする。また、通常営業を開始した後であっても、その後の状況に応じて早めに送迎をする場合もある。その際は送る前に連絡をいれることとする。

## 2. 事業所の対応について

### ①午前7時現在警報発令中の場合

・平日で受け入れ児童がいる場合、発令時はお休みの条件とはならない。（ただし、安全を確保できないと判断した場合はお休みとなる場合もある）

### ②在校中に発令された場合

・午前中に発令された場合、安全を確保できないと判断した場合はお休みとなるが、保護者と連絡をし、学校との調整は保護者から連絡して調整をしてもらう。

・学校が保護者への引き渡し可能と判断した場合は、当施設は休み。

### ③警報発令又は発令中の当日予定児童の出欠確認

・保護者と連絡をとり、学校との調整は保護者から連絡し調整をしてもらう。

### ④警報発令中の送迎体制

・なるべく送迎を行うが、保護者の送迎が可能なら願います。

### ⑤児童利用中に警報が発令された場合の事業所の対応及び送迎体制

・警報時は状況により判断するが、通常営業を続ける。

・特別警報の場合は

保護者と連絡をとり、早めの送迎を行うか、保護者の送迎を願います。

## 3. 積雪に関する事業営業について

「積雪」の路面状態により送迎できない場合がある。現地状況の安全確認ができた場所のみ提供する。安全確認ができない場合は保護者の往復送り迎えをお願いできる場合に限り、受け入れる。

#### 4. その他注意すること

- ・屋外活動中（利用時間）に光化学スモッグ注意報、警報が発令されたら、速やかに室内に入る。
- ・高温注意報が出ている日は、外気温、室温を定期的に確認し、水分補給、休憩時間を取り入れ、熱中症にならないように注意。（特に夏場の外出は注意が必要）
- ・AEDの場所、Woody放課後等デイサービスに設置

### 8. 食事やおやつ時の注意

#### 1. 調理実習（児童と共に調理をする場合）

- ・当日の配置職員、当日利用児童の健康面チェック（特に前日から嘔吐、下痢症状はないか）
- ・爪は伸びていないか、指先にケガやキズはないか、化膿はしていないかのチェック
- ・食材にアレルギー体質のある児童はいないかのチェック
- ・調理器具、調理台、食事台の消毒の徹底
- ・生物は提供しない（野菜も出来る限り温野菜にする）
- ・やむを得ず生物を提供する場合、次亜塩素酸ナトリウムによる殺菌
- ・食材ごとに包丁まな板、作業場を分ける（肉・魚・野菜等）
- ・生ものを触る場合はビニール手袋を使用
- ・火が通りにくい食材は必ず中心温度を確認する（中心温度 85℃で1分以上の加熱処理）
- ・ミキサー、フードカッターは一日一回分解して洗浄、殺菌し乾燥させる
- ・使用した調理器具、食器等は必ず消毒洗浄及び乾燥してから保管する

#### 2. 食事を摂る際に注意すべき事項

- ・容器や箸などの割れ、破損がないか
- ・嚥下障害のある児童への介助・対応（硬さ、大きさ等）
- ・アレルギー反応（アナフィラキシーショック防止）
- ・誤嚥・誤飲
- ・適量の盛り付け（適量の摂食）
- ・食事を摂る際の姿勢・嚥下状態を確認

### 9. 防犯に関すること

#### 1. 来訪者に対する安全対策

- ・来訪者があった時は

- ①窓や声掛けで来訪者を確認
  - ・ネームプレートをつけているか
  - ・素行、雰囲気の確認
- ②来所目的を確認する
- ③セールス目的の場合は管理者対応として、管理者が不在の場合は再訪してもらう
- ④玄関内に入れる時は、他のスタッフに呼びかけてから玄関を開ける
  - ・不審者が勝手に敷地内や室内に入った場合の対処法
    - ①複数の職員で、児童を不審者から遠ざけて隔離（トイレ内へ避難）
    - ②警察に電話連絡と同時に退去を通告する
    - ③必要に応じて、椅子や消火器をもって防衛する  
消火器（入口付近）、玄関付近のイス等
    - ④適当な距離をおき、複数の施設職員でまわりを取り囲む
    - ⑤児童やスタッフに被害が生じた場合は、被害が拡大しないように、全員一丸となって  
防御体制をとり、警察が駆け付けるまでの間、利用者の安全を守る。
    - ⑥退去した場合でも、警察に報告し、施設周辺のパトロールの強化を依頼する。